

大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事に使用する 生コンクリートの工場検査要領

(目的)

第1条 本要領（以下、「検査要領」という。）は、大分県内で生産される生コンクリートの工場検査について必要な基準を定め、品質の確保を図るとともに、発注者、施工者及び生産者が行う製品の使用承諾時における業務の合理化及び省力化を図ることを目的とする。

(対象工場)

第2条 検査の対象となる工場は、大分県内に所在する J I S マーク表示認証工場（以下、「 J I S 認証工場」という。）とする。

2 対象工場は、コンクリートの各種試験に必要な機器を完備していることとし、耐圧試験機器については、耐圧試験機所有者と契約等により常時使用可能な状態であれば完備しているものとみなす。

3 大分県生コンクリート品質管理監査会議（以下、「監査会議」という。）の品質管理監査合格証（以下、「合格証」という。）の交付が様式-7の監査結果報告書により確認される工場については、監査会議の監査に立ち会ったことにより第4条第1項から第3項に規定する検査に替えることとし、第3条に規定する申請は免除する。

ただし、不測の事態等により監査に立ち会えなかった場合は、後日、速やかに当該工場にて、監査の内容や製品の品質を確認することにより、立ち会いに替えることができる。

4 県外の工場で、該当する県の生コンクリート品質管理監査会議の合格証が当該年度に交付された工場については、工場所在地の直近の土木事務所長が、地域の状況を調査のうえ、必要と認められる場合は工事検査室長と協議し、対象工場とすることができるものとし、その取り扱いは監査会議の合格証の交付が監査結果報告書により確認される工場に準じるものとする。

(申請)

第3条 前条の規定により検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、工場所在地を所管する土木事務所長（以下、「所管土木事務所長」という。）を経由して工事検査室長あて別紙様式-1により申請書を工事検査室長が予め指定する方法で提出しなければならない。（所管土木事務所長は、申請書を受理した時は、速やかに工事検査室長へ提出するものとする。）

また、第6条第4項による有効期限の後、引き続いて確認済証の交付を受けようとする者は、有効期限の90日前までに更新の申請をしなければならない。

(1) J I S 認証工場の認証書の写し

- (2) 初めて申請する工場（以下、「新規工場」という。）は申請月の前月までの過去6月分、前年度に検査済証の交付を受けた工場（以下、「継続工場」という。）は工事検査室長が予め指定する期間の品質管理資料

※過去6ヶ月間又は指定する期間に試験が行わなかった項目は、最新の試験成績書とする。

- ・ 配合設計及び示方配合
- ・ 骨材の各種試験成績書
- ・ セメントの試験成績書
- ・ 混和剤・混和材の試験成績書
- ・ アルカリシリカ反応の試験成績書
- ・ 水質検査報告書
- ・ 圧縮強度、スランプ、空気量及び塩化物含有量の試験結果、 $\bar{X}-R$ 管理図及びヒストグラム

なお、上記の配合設計及び示方配合は、第4条第2項に定める工場検査チェックリストの現場配合品質管理工場検査表に定める種類とする。

- (3) 工場の位置図、敷地図及び施設配置図

（検査及び審査）

第4条 工事検査室長は、前条の申請書を受理した時は、所管土木事務所長と協議のうえ速やかに別紙様式-2により立入検査を行うものとする。

- 2 前項の検査は、工事検査室長の定める工場検査チェックリストにより行うものとする。
- 3 検査に要する費用は、受検工場が負担するものとする。
- 4 工事検査室長は、審査委員会を開催し、第1項の検査結果及び監査会議の監査結果に基づいて委員の意見を聞くものとする。

（審査委員会）

第5条 審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 工事検査室長
 - 二 関係各課（室）長（土木建築部）
 - 三 工事技術管理室長（農林水産部）
- 2 審査委員会に会長をおき、工事検査室長をもってあてる。
 - 3 会長に事故あるときは、建設政策課長が会長の職務を代行することができる。
 - 4 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。
 - 一 確認済証の交付に関する事
 - 二 確認済証の更新に関する事
 - 三 確認済証の取消に関する事
 - 四 監査会議の合格証交付工場に関する事
 - 5 審査委員会は、会長が必要と認めたとき、会長が召集し開催するものとする。
 - 6 委員会の庶務は工事検査室が行うものとする。

- 7 会長が認めた場合は、委員は代理の者を出席させることができる。
- 8 この検査要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審査委員会に諮って定めるものとする。
- 9 審査委員会は、会長が必要と認めた時、第三者の意見を聞くことができるものとする。

(確認済証の交付等)

- 第6条 工事検査室長は、審査委員会の結果に基づいて、申請者に対して別紙様式-3により確認済証を交付するものとする。
- 2 監査会議より合格証が交付される工場については、合格証をもって県の確認済証に替えるものとする。
 - 3 工事検査室長は、確認済証を交付した時及び監査会議より合格証の交付の通知がなされた時は、工場名及び工場所在地等を各発注機関の長に通知し、公表するものとする。
 - 4 確認済証及び合格証の有効期限は、審査委員会が2月または3月に行われた場合は翌年度限りとし、それ以前の月に行われた場合は、当該年度限りとする。

(資料の提出、報告及び検査)

第7条 確認済証の交付を受けた者は、交付の申請後6ヶ月を経過した後に、第3条(2)に準じて工事検査室長が予め指定する期間の品質管理資料を添付し、所管土木事務所長を経由して、工事検査室長に別紙様式-4により報告書を工事検査室長が予め指定する方法で提出するものとする。

なお、第3条第1項の申請時より内容に変更が生じなければ、第3条第1項(1)(3)を省略することができる。

- 2 所管土木事務所長は、前項の資料を受理した時は、速やかに工事検査室長に提出するものとする。
- 3 工事検査室長は、前項の報告を受けた時は、第4条第1項から第3項に準じて立入検査を行うものとする。

(変更)

第8条 確認済証の交付を受けた者は、次に掲げる事項に変更がある場合は、変更内容を示す書類を添付し、速やかに別紙様式-5により変更届出書を所管土木事務所長を経由して、工事検査室長に提出しなければならない。

- (1) 会社名
 - (2) 工場名
 - (3) 工場所在地、郵便番号、電話番号、FAX番号
 - (4) 技術資格者（工業標準化品質管理責任者・常駐のコンクリート技士等）
 - (5) 主要施設
- 2 監査会議の合格証の交付を受けた者において前項の変更がある場合は、監査会議の定める所定の手続きを行うものとし、監査会議はその内容について、速やかに別

紙様式5-1により、工事検査室長へ変更届出書を提出しなければならない。

- 3 工事検査室長は、前第1項及び第2項の変更届出書を受理した時は、変更事項を各発注機関の長に通知し、必要に応じて公表するものとする。

(確認済証等の取消)

第9条 工事検査室長は、確認済証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、審査委員会に諮り、確認済証を取消とし、当該確認済証を交付された者にその旨を通知するとともに、各発注機関の長に通知し公表するものとする。

また、一定期間第2条の検査の対象工場から除外し、第4条の検査及び審査を行わない。なお、一定期間とは取消内容の程度に応じて6ヶ月から12ヶ月とし、工事検査室長が所管土木事務所長と協議して定めるものとする。

- 一 第7条の検査に不合格、または検査に応じない場合
 - 二 粗悪品を販売した場合
 - 三 検査要領に違反し、かつ、改善の意志がないと認められる場合
 - 四 検査要領に対して不誠実な行為があった場合
 - 五 生コンクリート生産の事業活動等に関連する諸法令に違反した場合
 - 六 技術資格者の常駐が確認されない場合
 - 七 第2条に規定する、対象工場の要件に該当しなくなった場合
- 2 監査会議より合格証を交付された者が何らかの理由により合格証の取消をされた場合、工事検査室長は監査会議からの連絡を受けた後、速やかに関係機関の長にその旨を通知し公表するものとする。

また、合格証の取消を受けた工場の検査及び審査については、確認済証の取消を受けた工場に準じるものとする。

(製品製造の中止)

第10条 確認済証の交付を受けた者において、製品製造を当該年度内に中止する場合は、別紙様式-6により所管土木事務所長を経由し工事検査室長あて中止届出書を提出しなければならない。

- 2 監査会議の合格証の交付を受けた者において製品製造の中止がある場合は、監査会議の定める所定の手続きを行うものとし、監査会議はその内容について、速やかに別紙様式6-1により、工事検査室長へ中止届出書を提出しなければならない。
- 3 工事検査室長は、前第1項及び第2項の中止届出書を受理した時は、各発注機関の長に通知し公表するものとする。

(JIS表示認証契約が終了した場合の取扱い)

第11条 確認済証が交付された工場において、JIS表示認証契約が終了した場合は、JIS表示認証契約が終了した翌日付で、別紙様式-8により所管土木事務所長を経由し工事検査室長あて届出書を提出するとともに確認済証を返納しなければならない。

- 2 確認済証が交付された工場において、JIS表示認証契約が終了した場合の確認

済証の有効期限は、J I S表示認証契約終了日までとする。

- 3 監査会議の合格証が交付された工場において、J I S表示認証契約が終了した場合は、監査会議の定める「『合格証』に関するガイドライン」により、合格証は失効することとなるが、その有効期限は前項と同等に取り扱うものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月1日から施行する。

1. この要領は、平成13年12月1日から施行する。（平成13年12月1日一部改正）

2. この要領施行の際、現に届出されているその他の手続は、この要領によってなされた申請その他の手続とみなす。

1. この要領は、平成15年2月20日から施行する。（平成15年2月20日一部改正）

1. この要領は、平成17年8月1日から施行する。（平成17年8月1日一部改正）

1. この要領は、平成21年12月1日から施行する。（平成21年11月4日改正）

1. この要領は、平成23年12月12日から施行する。（平成23年12月12日一部改正）

1. この要領は、平成27年10月1日から施行する。（平成27年10月1日一部改正）

1. この要領及び様式は、令和2年7月1日から施行する。（令和2年6月22日一部改正）

1. この要領及び様式は、令和2年12月1日から施行する。（令和2年11月13日一部改正）

1. この要領及び様式は、令和3年11月24日から施行する。（令和3年11月19日一部改正）

1. この要領及び様式は、令和4年4月1日から施行する。（令和4年3月28日一部改正）

1. この要領及び様式は、令和5年6月6日から施行する。（令和5年6月6日一部改正）